

令和6年10月1日

報道各位

新潟市財務部契約課

指名停止について

このたび、下記業者に対して、「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」（以下「指名停止等措置要領」といいます。）第2条第1項に基づき指名停止の措置を行いました。

記

1 指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
日本トータルテレマーケティング 株式会社 （ニホントータルテレマーケティング カブシキガイシャ） 主たる営業所 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号	令和6年10月1日 ～ 令和6年10月31日 （1ヵ月）

2 指名停止理由

当該業者の社員が、京都府京都市が発注する新型コロナウイルスワクチン接種関連業務において、詐欺の疑いで令和6年6月11日に逮捕された。

このことは、指名停止等措置要領別表第2第7号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止を行った。

3 問い合わせ先

新潟市財務部契約課 担当 小樋山 （直通025-226-2211）